



2015~2016年度

中津平成週報

Rotary Club Of Nakatsu Heisei



2015~2016年度
国際ロータリー・テーマ

世界へのプレゼントになろう
Be a gift to the world

国際ロータリー会長
K. R. ラビンドラン

国際ロータリー2720地区 **中津平成ロータリークラブ**

会長 **辛嶋 崇** 幹事 **宇都宮 監 浩** 会報担当 **二反田 新一** クラブ広報委員長 **二反田 新一**

例会日/毎週木曜日 12:30

例会場/グランプラザ中津ホテル TEL 0979-24-7111

事務局/〒871-0055 中津市殿町1383の1 中津商工会館2F

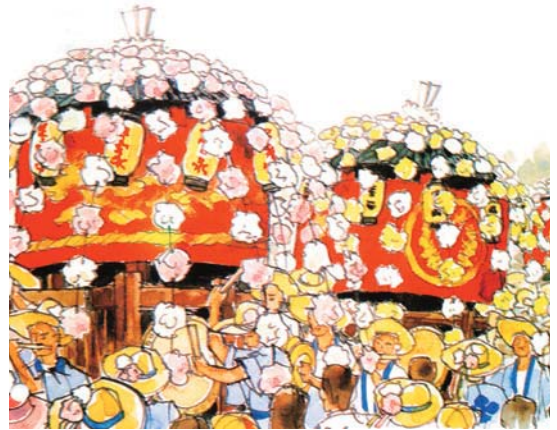
TEL 0979-22-9716 FAX 0979-22-9722

e-mail office@n-heisei.org

<http://www.n-heisei.org/>

第1230回例会 平成27年10月1日(木)

- 本日の例会プログラム ゲスト卓話「ドイツのマイスター制度ドイツの職業選択と大学制度について」
ベルリンメガネ代表取締役 松本達雄氏
- ◎次回例会プログラム ゲスト卓話「留学生とのビジネスについて」
㈱クリエイティブ・プロジェクト 代表取締役 小野太貴氏



前回(1229回例会)の記録

平成27年9月24日(木)

■ゲスト

■ビジター

大分県企画振興部
地域活力応援室長
磯田 健氏

■出席報告

会員数	24名
免除者数	1名
対象者数	23名
本日出席者	16名
欠席者数	7名
出席率	69.57%

■1228回出席報告の修正

1228回欠席者	8名
メイクアップ	2名
欠席者	6名
修正出席率	65.22% → 73.91%

●メイクアップ

岡野会員(9/5、米山セミナー)、若松会員(宇佐八幡RC)

●欠席者

土居会員、粉倉会員、矢頭会員、川崎会員、小野会員
出納会員

◎ロータリーソング 四つのテスト

◎会長の時間 辛嶋会長

早いもので9月も最終例会となりました。今年度が発足して3か月が過ぎようとしています。



先週は観月例会でお疲れ様でした。実は今週末が本当の中秋の名月です。天気が良ければ素晴らしい大きな(14パーセント大きい)満月が見られそうです。

話は変わりますが、今日はお出納会員がご出席ですのでこの場で差し上げたいものがあります。実は昨年11月3日にお出納会員は児童福祉関係の功勞でめでたく叙勲を受けられました。そして今年5月に向笠寛会員(初代会長)が高齢者叙勲を受けられました。理事会で検討した結果、少々遅くなりましたが、クラブからささやかながら記念品をお贈りしようということになりました。

お出納さんどうぞお受け取り下さい。大変遅くなりましたがおめでとうございました。また、向笠先生へは例会

後梶原直前会長と私でのご自宅に持参することになっておりますのでよろしくお願ひします。

◎幹事報告 宇都宮幹事

- 例会変更 津久見RC
- 週報受理 中津中央RC
- 理事会報告 鬼怒川水害義捐金のお願い





2015～2016年度

中津平成週報

Rotary Club Of Nakatsu Heisei



2015～2016年度
国際ロータリー・テーマ
世界へのプレゼントになろう
Be a gift to the world

◎本日のメニュー



◎その他報告事項

中津平成RCより記念品授与
瑞宝単光章
出納皓会員
児童養護施設清浄園施設長



◎委員会報告 クラブ広報委員会

連休の關係上、今週の週報は編集が間に合いませんでした。次週お配りします。

◎ニコニコボックス

〔出納会員〕 本日は皆様方のご厚意で記念品を賜り、ありがとうございます。話は変わりますが、最近、高速道路でオービスに引っかかってしまいました。

〔辛嶋会長〕 出納さん、お祝いが遅れました。お詫び申し上げます。皆さん、安全運転に心がけましょう。

〔加来会員〕 連休は大変忙しく、土日に熊本で研修会、月火水は岡山でインプラント学会総会、最終日の昨日午後、シンポジウムで30分の講演をしてきました。大変疲れましたがこれからも頑張っていきます。

〔小野会員〕 ニコニコありがとうございます。私も仕事で忙しい連休でした。から揚げの店が大分に新規オープンとイオンのからフェスが重なり、1000kgの鶏肉をさばきました。

◎ゲスト卓話

「ふるさと応援寄付金」

大分県企画振興部地域活力応援室長 磯田 健氏

ふるさと納税制度が作られた経緯

「今は都会に住んでいても、自分を育ててくれた「ふるさと」、自分の意思で、いづれでも納税できる制度があっても良いのではないか」

ふるさと納税とは？

- ・「納税」という言葉がついているふるさと納税。
- ・実際は、都道府県、市区町村への「寄附」。
- ・ふるさと納税では自己負担額の2,000円を除いた金額が控除の対象となります。

ふるさと納税制度について

制度の概要

- 1 都道府県・市区町村に対してふるさと納税(寄附)をすると、ふるさと納税(控除)額(前年3,000円を超える金額)について、一定の上限まで、源泉徴収控除(個人住民税額から控除)が行われます。
※ 控除額は前年所得(給与所得)に20%、200,000円(給与所得)に10%の範囲で計算されます。
- 2 所得税控除(源泉徴収)は、ふるさと納税(寄附)をした都道府県・市区町村の所得割率(税率)に、前年所得(給与所得)を乗じて算出されます。ふるさと納税(寄附)をした都道府県・市区町村の所得割率(税率)が異なる場合は、ふるさと納税(寄附)をした都道府県・市区町村の所得割率(税率)が低い方で計算されます。
- 3 自分が生まれ育った都道府県・市区町村など、その他の自治体に対する控除も対応します。

手続き(流れ)

個人納税の実績

自治体	人数	納税額	控除額
ふるさと納税(ふるさと納税)	2,979人	1,000億円	1,000億円
ふるさと納税(ふるさと納税)	2,979人	6,000億円	6,000億円
ふるさと納税(ふるさと納税)	2,979人	8,000億円	8,000億円
ふるさと納税(ふるさと納税)	14,979人	8,000億円	8,000億円
ふるさと納税(ふるさと納税)	11,979人	1,000億円	1,000億円
ふるさと納税(ふるさと納税)	11,979人	1,000億円	1,000億円
合計	100,000人	1,100億円	1,100億円

ふるさと納税に係る控除額の計算について

ふるさと納税(控除)額の計算の概要

ふるさと納税(控除)額は、前年所得(給与所得)のうち3,000円を超える部分については、一定の上限まで、源泉徴収(個人住民税額)から控除されます。

- 1 所得税(ふるさと納税)→(ふるさと納税)額×10%
- 2 個人住民税(ふるさと納税)→(ふるさと納税)額×10%
- 3 個人住民税(ふるさと納税)→(ふるさと納税)額×10%

※ ①、②により控除できなかった分は、③により控除(所得税)の控除額を確保します。

【控除イメージ】

項目	ふるさと納税額 30,000円	個人住民税額	所得税額	控除額
ふるさと納税額	30,000円	30,000円	3,000円	3,000円
個人住民税額	30,000円	30,000円	3,000円	3,000円
所得税額	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
控除額	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円

所得税と合わせて控除額 30,000円

ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設

確定申告が不要な給与所得者等に対して、確定申告が不要なふるさと納税(控除)額を算出する仕組みが創設されています。ふるさと納税(控除)額は、前年所得(給与所得)のうち3,000円を超える部分については、一定の上限まで、源泉徴収(個人住民税額)から控除されます。

ワンストップ特例制度の創設

ふるさと納税(控除)額は、前年所得(給与所得)のうち3,000円を超える部分については、一定の上限まで、源泉徴収(個人住民税額)から控除されます。

ワンストップ特例制度について

ふるさと納税(ワンストップ)特例が適用される条件

- 1 ふるさと納税(ワンストップ)特例申請書の提出
- 2 確定申告が不要な給与所得者等であること
- 3 ふるさと納税(ワンストップ)特例申請書の提出
- 4 確定申告が不要な給与所得者等であること
- 5 確定申告が不要な給与所得者等であること

(ワンストップ特例制度を利用するには)

- 1 確定申告の不要な給与所得者(サラリーマンなど)
- 2 ふるさと納税先の自治体数が5団体以内

の条件者については、ふるさと納税を行う際にふるさと納税先の自治体に特例の適用に関する申請書を提出。

大分県のふるさと納税について

県では、ふるさと納税を行って頂く際、下記の利用方法を選択することができます。

<活用方法1>
自然公園の維持・管理の維持
少子高齢化が進み維持が困難になっている小規模集落の支援、自然公園の維持や観光振興等のため、ふるさと納税の活用を維持・保全する取組に活用します。

<活用方法2>
芸術文化・スポーツの振興
大分トリニティなど大分県を活躍するプロスポーツ選手と子ども達の交流など、文化・スポーツの振興に活用します。

<活用方法3>
子育て支援と学力向上
児童養護施設に入所している児童の学習支援や学校の図書、参考書購入など、子育て支援と学力向上の取組に活用します。

<活用方法4>
高齢者の健康
生活習慣病の原因となる塩分の過剰摂取を控える啓発等、健康寿命の延伸に繋がる取組に活用します。

※ 指定なし。県の判断により、ふるさと納税の活用可能な取組に活用します。

ふるさと納税の手続きの流れ【確定申告あり】

- 1 ふるさと納税に化したい自治体を選びます。
- 2 ふるさと納税を行います。
確定申告に必要な寄附を証明する書類(受領書)が発行されます。大切に保管してください。
振込用紙や納入通知書(納付書)でふるさと納税を行った場合は、振込用紙(振込用紙の半部)が確定申告を行う際の寄附を証明する書類となる場合があります。
具体的なふるさと納税の申込方法や納付方法については、各自治体によって異なります。
ホームページなどで確認した方が、直接各自治体に確認ください。
- 3 ふるさと納税を行った翌年3月15日までに、確定申告を行ってください。
- 4 所得税からの控除、ふるさと納税を行った年の所得割率から控除
- 5 翌年度、住民税からの控除。ふるさと納税を行った翌年度分の住民税が控除されるので控除

ふるさと納税の手続きの流れ【ワンストップ特例制度活用の場合】

- 1 ふるさと納税に化したい自治体を選びます。
- 2 ふるさと納税を行います。
- 3 翌年度、住民税からの控除。
※ 所得税からの控除は行われず、その分も含めた控除額がふるさと納税を行った翌年度の住民税の控除という形で控除。